



もうすぐ成人を迎えるみなさまへ

成人期医療の準備はお済みですか？

18歳以降、現在お使いの医療制度が対象にならない場合があります。

18歳からの医療

17歳以下の方はこどもの医療費助成制度(乳幼児・こども・高校生等医療費助成)を利用している場合、病院の窓口での自己負担が発生しない場合がほとんどですが、満18歳到達後の最初の3月31日以降は上記制度の対象外となるため、一部自己負担が発生する場合があります。

→該当する方は『重症認定』『高額かつ長期』『人工呼吸器』を併せて申請することで自己負担上限額が引き下がる可能性があります。

〈文京区小児慢性HP〉

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b028/p001465.html>



文京区 小児慢性



20歳からの医療

小児慢性特定疾病医療費助成制度は20歳未満の方が対象となっております。

→有効期間終了後は他の医療制度を利用できる場合があります。他の医療制度をご利用いただく場合は、それぞれの制度に申請し、認定を受ける必要があります。主治医とよく相談の上、ご申請ください。

→他の医療制度のご案内は裏面をご覧ください。

成人期医療への移行支援についてのご相談は以下のHPをご参照ください。

〈東京都移行期医療支援HP〉

<https://www.tmhp.jp/shouni/about/transitional-care-center.html>



東京都 移行期支援

【問い合わせ先】 文京区予防対策課精神保健担当

電話 03-5803-1230

E-Mail b384500@city.bunkyo.lg.jp

他の医療制度のご案内

心身障害者医療制度

次の(1)~(3)のすべての要件を満たす人が対象です。

- (1)下記のいずれか
- ・65歳未満で身体障害手帳1・2級(内部障害は1~3級まで)の方
 - ・愛の手帳1・2度の方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
- (2)健康保険に加入している方
- (3)前年の本人(20歳未満は世帯主等)所得が都の定める基準以下の方

〈文京区HP〉

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b018/p003417.html>



文京区 心身障害

【届出窓口、問い合わせ先】

文京区福祉部障害福祉課障害者在宅サービス係
電話：03-5803-1212
文京区保健衛生部予防対策課精神保健担当
電話：03-5803-1230

難病医療費助成制度

国の定める疾病と東京都独自に定めている疾病とがあり、疾病ごとに認定基準が定められています。認定された方には医療券が交付されます。

ただし小児慢性特定疾病と共通する疾病名であっても認定基準が異なるため、現在小児慢性特定疾病で助成を受けているすべての方が認定されるとは限りません。

〈東京都HP〉

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal/seido/josei>



東京都 難病 医療費

【届出窓口、問い合わせ先】

文京区保健サービスセンター
電話：03-5803-1805
文京区保健サービスセンター本郷支所
電話：03-3821-5106

その他の医療制度

自立支援医療(精神通院)

精神疾患のある方の医療費の自己負担を軽減する制度です。精神科・心療内科などへの通院医療が対象になります。

〈文京区HP〉 <https://www.city.bunkyo.lg.jp/b028/p002741.html>

【届出窓口、問い合わせ先】

文京区保健衛生部予防対策課精神保健担当 電話：03-5803-1230



文京区 自立支援 精神

自立支援医療(更生医療)

身体に障害のある18歳以上の方が、障害を軽減・改善し、日常生活や社会生活の自立を促すことを目的として行う医療に対し、医療費の自己負担を軽減する制度です。

〈文京区HP〉 <https://www.city.bunkyo.lg.jp/b018/p003419.html>

【届出窓口、問い合わせ先】

文京区福祉部障害福祉課身体障害者支援係 電話：03-5803-1219



文京区 自立支援 更生